

## 第1回鹿児島家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

12月1日(月)午後2時00分～午後4時30分

### 2 場 所

鹿児島家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 今村節子, 大島 明, 緒方直人, 佐藤武彦, 早崎裕子, 原田けい子,  
日高和広, 本田妙子, 増田 博, 村上 徳, 餅原尚子

(庶務) 馬場正道事務局長, 寺崎典喜総務課長, 山口里枝子総務課課長補佐

(オブザーバー) 入部靖子首席家裁調査官, 鬼尾義勝首席書記官

### 4 議 事

- ・ 開会の言葉(総務課長)
- ・ 鹿児島家庭裁判所長あいさつ
- ・ 各委員の自己紹介
- ・ 委員長選出及び就任あいさつ(○:委員長, ■A~J:委員)  
全委員の賛同により, 委員長に鹿児島家庭裁判所長が選出され, あいさつがあった。
- ・ 鹿児島家裁委員会の議事手続について
  - ア 委員会の招集について  
委員会は委員長が招集する。
  - イ 委員会の定足数等について
    - ・ 委員会は, 委員の過半数の出席により成立する。
    - ・ 委員会における議決が必要な事項については, 出席委員の過半数をもって議決要件とする。
  - ウ 議事の公開等について
    - ・ 当面の間, 委員会の議事は, 報道機関に対し, 冒頭部分のみを公開する。
    - ・ 委員会の議事概要を裁判所ホームページに掲載する。
    - ・ 委員会終了後, 委員長が, 報道機関に対し, 議事内容に関するレクチャーを行う。

(討議要旨等)

- I 基本的には議事をメディアに公開すべきである。その場にいなければやりとりやニュアンスは伝えられないものがある。全面公開を原則とし, 委員会のテーマが極めて個人的要素が強い内容となる場合などは, 各委員の同意のもとに公開を取りやめればいいのか。

- H 基本的には全部公開が相当と考える。内容的にこれはどうかというものは、それぞれに応じて公開は遠慮してもらった方がいい。
- J プライバシーに触れる事項も含まれるので、できるだけ率直に意見を述べるためには、全面取材にはしない方がいい。知る権利とプライバシーの問題は両刃の剣的な面があり、うまく折り合いをつけながら、協議していくべきであるとする。
- B 本音で言ってもらいたいという本委員会の趣旨を考えると、当面の間は、議事概要をホームページで公開するとの運用でよいのではないか。
- H 基本的には全部公開と考えるが、委員会は、国民の意見を広く聴く必要があり、委員が十分に話せる場でなければならないので、マスコミの前で話しにくい人がいるとすれば、最初であるので、少しずつ広げていくのがいいのではないか。
- 当面は、議事内容の全面的な公開はせず、議事概要をホームページに掲載すること及び委員会終了後の記者に対する委員長のレクチャーという方法で公開し、議事に慣れてきた段階で、改めて協議を行うということによいか。

全員 議長の提案につき異議なし

エ 開催回数について

委員会は、年2回程度開催する。

オ 意見交換等（裁判所のイメージなどに関するフリートークング）

（討議要旨等）

- H 家庭裁判所とは一体どういうところなのか知らない人が多いと思う。裁判所に対するイメージとしては、怖い、行きたくないなどの感じである。そこで、まずは家庭裁判所を知ることから始め、そのうえで率直な意見を出した方がいいと考える。
- A 委員となった以上、家庭裁判所について同じような認識をもってスタートできればと思うので、家庭裁判所の各種手続等に関する広報用ビデオの視聴の機会を設けてもらえればありがたい。
- C 家事事件及び少年事件に関し、家庭裁判所がどのようなことをしているのか、手続面から知るのはいいと考える。

家事相談については、形式的なものになっており、必ずしも相談者に十分満足を与えていないのではないかと。そこで、相談者に対して、最低限自分で決められる程度の知識を与える必要があるのではないかと。

か。

- I 地方裁判所の取材は随時行っているが、家庭裁判所の事件は取材ができない。少年事件については、少年の更生、保護が大前提にあるため密室の審判となるのだろうが、もどかしさを感じる。
- 家庭裁判所はこう変わるべきだとのご意見はないか。
- H もう少し簡単に利用できるように改善すべきではないか。家事事件について、一般の人が行きやすく、気軽に相談ができるような場所を設けられないものか。
- A 家庭裁判所に、総合窓口を設置してもらい、来庁者が目的の場所に行きやすいようにしてもらえればいいのではないか。
- I 少年事件については、被害者に対する目配りが足りないような気がする。罪も人も憎むのが再発防止に繋がると考える。少年事件も、家庭環境等が背景事情としてあり、少年事件と家事事件の区別自体が意味を持たなくなっているのではないか。
- 家庭裁判所についてどのような印象をお持ちか。
- J 家庭裁判所に対するイメージとしては、裁かれる、怖い、堅いといったものがある。先程所長のご挨拶の中に、「家庭に光を、少年に愛を」とあったが、もう一度その原点に戻って、家庭裁判所の役割を広く伝えていけたらいいのではないか。
- 市民と裁判所との間にある距離を、どのように近づけていけばよいか。
- E 住民の感覚としては、裁判所という言葉自体に威圧的なイメージを抱いており、裁判関係手続は個人では難しくてできないと考えているようだ。もっと裁判所を市民に身近なものにするためには、裁判所からもっと情報提供をしていく必要があると思う。

#### カ 次回の協議テーマについて

次回の協議テーマは、「家庭裁判所がより広く利用されるための方策」とする。

(討議要旨等)

- フリートーキングの中では、家庭裁判所が市民にとってまだまだ利用しにくい存在であるとの意見が多かったようである。  
そうすると、次回のテーマは、手続相談を含む司法アクセスの在り方ということで、「家庭裁判所がより広く利用されるための方策」としてはどうか。

全員 異議なし。

5 次回期日

次回期日は，平成16年5月24日（月）午後2時から同4時までとする。